

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年からの 繰越未決	本年の 起訴	計	有 罪 無 罪 公 訴 権 滅 未 決					有罪に係る人員及び金額				
										懲役刑を 科された 人員	罰 金			
											人 員	金 額		
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		1	-	1	1	-	-	-	1	1		7,500		
法人税	外										内	1		法人税
		2	2	4	1	-	-	3	1	2		6,500		
その他	外										内	1		その他
		4	-	4	4	-	-	-	2	4		68,000		
合 計	外										内	3		合 計
		7	2	9	6	-	-	3	4	7		82,000		

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	1	第 159 条	外	1	脱税犯規定	外	4
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	1	両罰規定	外	4
合 計	外	1	合 計	外	1	合 計	外	4

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 類 等 製 造 者	酒 類 等 販 売 業 者															
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	検 挙	外	1	-	2	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙		
		外	1	-	5	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-			
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	1	-	2	3		3	-	-	-		-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数		
		外	1	-	5	6		6	-	-	-		-	-	-				
	告 発	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		収 税 官 吏	
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	そ の 他			
	通 知 処 分	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-			-	通 知 処 分
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-			
	不 告 発	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		不 告 発	
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-			
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-			
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	税 額	外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
		外	88	-	-	88		88	-	-	-	-	-	-	-	-			
通 告 処 分 額 罰 金 相 当 額	額	外	10	-	40	50		50	-	-	-		-	-	-	通 告 処 分 額 罰 金 相 当 額			
		外	70	-	301	371		371	-	-	-		-	-	-		-		

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分						
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件		件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	検 挙	3 6
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	通 告 処 分	
	告 収 税 官 吏 発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	収 税 官 吏 告 発 そ の 他	処 理 済 件 数
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	通 知 処 分	不 告 発 処 分 権 消 滅
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	処 分 権 消 滅	
	本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 金 相 当 額		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	50 371	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度から繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から繰越履行未済	要履行件数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 処 分	外	1		2	3															3	通 告 処 分
			1	-	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	外	1		2	3															3	計
			1	-	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
履行等件数	通に告よる履行発	外																			通に告よる履行発	履行等件数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通公訴権消滅	外																			通公訴権消滅	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通 告 履 行	外	1		2	3															3	
		1	-	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
計	外	1		2	3															3	計	
			1	-	5	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
本年度末履行未済件数		外																			本年度末履行未済件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通告履行罰科金額 通相	外		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額 通相	
			10		40	50													50			
			70	-	301	371	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	371		

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの		
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者			酒類小売業者												
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額
第 54 条	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円	件	0	kg	千円
第 55 条	外1 1	1,064	-	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	1,064	-	88
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 5	9,031	-	-	外2 5	9,031	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	外1 1	1,064	-	88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 5	9,031	-	-	外3 6	10,095	-	88
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第 27 条 第 3 項	-	第 15 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-	第 23 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-
第 28 条 第 1 号	-			第 28 条 第 1 号	-	第 24 条 第 1 号	-	第 28 条 第 1 号	-
〃 第 2 号	-			〃 第 2 号	-	〃 第 2 号	-	〃 第 2 号	-
〃 第 3 号	-			〃 第 3 号	-	〃 第 3 号	-	〃 第 3 号	-
〃 第 4 号	-			〃 第 4 号	-	〃 第 4 号	-	〃 第 4 号	-
〃 第 5 号	-			〃 第 5 号	-	〃 第 5 号	-	〃 第 5 号	-
〃 第 6 号	-			〃 第 6 号	-	第 25 条 第 1 項	-	第 29 条 第 1 項	-
第 29 条 第 1 項	-			第 29 条 第 1 項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第 12 条 第 1 項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第 3 項	-
第 21 条 第 3 項	-	第 22 条 第 1 号	-	第 19 条 第 3 項	-	第 13 条 第 1 号	-
第 22 条 第 1 号	-	〃 第 2 号	-	第 20 条 第 1 号	-	〃 第 2 号	-
〃 第 2 号	-	〃 第 3 号	-	〃 第 2 号	-	第 14 条 第 1 項	-
第 23 条 第 1 項	-	〃 第 4 号	-	第 21 条 第 1 項	-		
		第 23 条 第 1 号	-				
		〃 第 2 号	-				
		〃 第 3 号	-				
		第 24 条	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。